## 規則

埼 玉県立 文書館管理 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を改正す る 規則をここに 公布 す る

平成三十一年三月十五日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

## 埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県立文書館管理規則の一部を改正する規則

玉県立文書館管理規則 ( 昭 和 五十年埼玉県教育委員会規則 第十二号)  $\mathcal{O}$ \_\_ 部

次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

第 四条 は、 用 内 票に氏 お V 名、 て文書館 住所、  $\mathcal{O}$ 文書 連絡先その 。 以 下 他必要な事項 文書 لح V を記載 う。 を利 用 館長に提 L よう 出 ع す

ければならない。

同時 に 利用できる文書は 特 別  $\mathcal{O}$ 事 由 に ょ り館長が 適当と認め た場合を除 き、

十点以内とする。

第五条 館 長は、 利用者 カコ 6 求  $\otimes$ が あ 0 た に場合に は、 利 用 証 を交付することが で き

る。

2 必 要な 利用 事 証 項  $\mathcal{O}$ を記 交付 を受け 館長 ようとす に 出 る な は け れ 利 ば 用 な 申 ・込書に 5 な 氏 名、 住 所、 連絡先そ  $\mathcal{O}$ 他

住 所及 利用 び 証 連絡先  $\mathcal{O}$ 交付 を受け  $\mathcal{O}$ 記載 た者 を省略することができる。 は 前 条第一 項  $\mathcal{O}$ 規定 に カゝ か わ 6 ず 利 用 票 に お け る

3

4 利用 証 の交付を受け た者は 利 用 証を亡 失し、 又は そ  $\mathcal{O}$ 住 所 若 は 氏 名 を変

した 場合には、 速や かに館長に 届 け出な けれ ば な 5 な V

5 証 は、 他 人に 譲 渡 若 、は貸与 又 は 不 正 一に使 用 7 は な 5 な

第 七条第二項中 「様 式第四号  $\mathcal{O}$ 及 び 様 成式第五  $\mathcal{O}$ を削る

+ 一条第二項 中 様 式第六号  $\mathcal{O}$ 及 び 様式 第 七 号 0) を 削 り、 同 条第三項中

様式第八号の」及び「様式第九号の」を削る。

様式第一号から様式第九号までを削る。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。